

1989年改訂 NGO 介入条件規定 法令(仮訳)

第1章：法の定義

第1条：登録する NGO または団体は、営利を目的とせず、セネガル政府の開発の支援活動をする。

第2条：人種差別、政治普及へと国民につなげる可能性のある活動は禁止である。

第3条：すべての NGO は女性・児童・家族省に保護されている。

第2章：NGO の承認

第4条：NGO 承認に必要な条件

- ① 国内団体は明確な2年間の活動経験
- ② セネガルで設立した国外団体は明確な2年間のセネガルでの活動経験
- ③ 国外団体は自国または他国での明確で十分な活動経験。

第5条：登録申請と承認書

以下の書類を提出する

- ① 住所が記された団体規約 2部
- ② セネガル団体証明書（国外団体に関しては自国からの活動許可書または、承認書。）
- ③ 団体主要メンバーの氏名・国籍・年齢・職業・住所が記されたリスト
- ④ 団体代表者による覚書
- ⑤ 代表的活動およびそれら活動の収入元の明記

第6条：提出された書類は下記各代表で構成される委員会によって、提出日より遅くとも2カ月以内に審査される。

女性・児童・家族省
財務省
内務省
外務省
NGO 組織

同委員会は団体が申請した活動計画に応じて参加する。

同委員会は団体が申請した活動計画をカバーする分野の技術を所管する者を必要に応じて加えることができる。

第7条：同委員会の構成と変更は NGO 監督局によって決定される。

第8条：承認は NGO 監督局の承認委員会の意見により決定される。

第9条：セネガル政府は NGO が活動計画を実施する際に使われる資機材（燃料・オイルを除く）の免税を行うことができる。

第 3 章：制度

第 10 条：セネガル政府は NGO が現地で使用する車両、また活動計画のために輸入される車両に対して免税仮輸入許可を与えるが、これら供与に関しては各分野の定義に沿う。車両の譲渡証はその分野の法令の規定により応じる。

第 11 条：セネガル政府は外国の NGO スタッフまたその親族、家族に対し、外国人登録、入国査証、滞在許可また必要に応じて他書類習得を支援する。

第 12 条：外国 NGO の構成するメンバーとその家族の転居について、入国税、またそれら同等の税は無税とする。これら免税は最初の入居から 6 ヶ月以降は認められない。

第 13 条：関係者、生産品などの免税を利用するに関しては、輸入申告の支援を受ける。その際は、以下を必要とする。

- ① それらが何の目的で利用されるか、日時と署名、それらの状態、それらが申告される事が証明されているもの。
- ② 団体からの証明書

第 4 章：NGO の介入条例

第 14 条：現法により利益を得る NGO

第 15 条：下記組織代表により構成される技術委員はプロジェクトの計画および投入資金を検査する。

- 監督省
- 財務省
- 主要な活動計画を技術的に所轄する者
- NGO 団体

第 16 条：同委員会の条例と構成は各省間の法令により定義される。

第 5 章：追跡（調査）

第 17 条：計画・プロジェクト実施の調査は同国の NGO 担当監督省庁と管轄地域により行われる。調整・調査委員は地方所轄機関により設定される。

第 18 条：NGO 管轄局は団体を訪れ、団体のインフラや現状を知ることができる。NGO 代表には少なくとも 1 週間前に告知される。

第 19 条：第 9 章にある資機材への免税や、他定義にある課税などの効力を受けた場合、財務省からの監査を受けることがある。

第 20 条：セネガル政府から NGO 団体として各種免税等を受ける場合は、団体の行う年次活動の終了後 3 カ月以内に、その年の年次報告書を管轄局に提出する。

第 6 章：評価

第 21 条：NGO の実施する計画のインパクト評価はいつ時でも政府によって行われることがある。

第 7 章：NGO と政府の協議

第 22 条：NGO と政府間の協議委員会がある。委員会は事務局と大統領管轄の総長によって監督される。また以下の他代表によって構成される。

大臣官房
監督省
内務省
外務省
財務省
係わりのある全ての省
支援団体委員会

これらの委員会は半年に 1 回、また代表からのその時の招集に応じて行われる。協議の内容は、通常、開発活動に関する質疑について政府と NGO の関係を構築し、アドバイスすることである。

第 8 章：停止処分

第 23 条：NGO は承認の解約に関する忠告や一時業務停止に同意すること。これらの決断は大臣によって行われる。

第 24 条：第 8 章で見られた条件下での承認は、特に以下の場合には、同じ条件でも取り下げられることがある。

- ① プロジェクトやプログラムにおいて、正常でない問題が起きたとき。
- ② NGO の活動がもはや設立目的と一致していないとき。
- ③ 第 2 章に記されていることと明らか反しているとき。

第 25 条：警告の異議を申し出るには、NGO は 1 カ月以内に行うこと。

第 9 章：税務裁可

第 26 条：物品の横領、免税の物品と機器は税務局の法に従い裁可の対象となる。

第 10 章：その他

第 27 条：外国 NGO は、人事において現地スタッフを優先し、また彼らの展望のもと、改善するべく研修などを行う。

第 28 条：NGO は第 8 章に定められた条件を受け入れるとともに、法的に同じ形態のひとつ、または複数の組織において、それぞれの活動の調整を保証するために、他の NGO と連合することができる。これらの組織は政府が NGO と向かい合っ政策を実施するための協議相手として、認識される。

第 29 条：団体の存在の保留、規約の変更、機関組織や住所の変更は NGO 管理省に 2 ヶ月以内に届けること。

第 30 条：承認をすでに受けた NGO は、次の法律が変わり実施されるまで、これら法律を守ること。

第 31 条：過去に承認された法にもとづき、実施が開始したものに関する特恵は、プロジェクト終了の期限まで有効である。

第 32 条：セネガルにおいて NGO のすべての活動が中止になったと確認されるとき、または NGO と政府が法的に拘束されている期間に 6 カ月の予告期間を置いて合致決定するときは、第 8 条の定めと同様に承認取り消しの決定が認められる。

第 33 条：現在の法と相反する活動はすべて停止する。

第 34 条：正式に発表される実行命令は財務省、女性省・家族・子供省の担当となる。